

# 小規模多機能型居宅介護事業所やわらぎ 料金表(1割負担)

令和8年3月1日現在  
利用料金(1ヶ月当たり)

(介護予防)小規模多機能型居宅介護費							その他の費用			月 額 1週のご利用につき、 通い3回・泊まり1回 (2食)の場合	
基本	サービス 提供体制 強化加算 (Ⅲ)	看護職員 配置加算 (Ⅱ)	認知症 加算 (該当者)	総合 マネジメント 体制強化 加算(Ⅱ)	介護職員等 処遇改善 加算 (Ⅱ)	食事代			宿泊費		
						朝食	昼食	夕食			
要支援1	3,450	350		800	672	430	640	530	2,200	25,592 円程度	
要支援2	6,972	350		800	1,186	430	640	530	2,200	29,628 円程度	
要介護1	10,458	350	700	760	800	1,908	430	640	530	2,200	35,296 円程度
要介護2	15,370	350	700	760	800	2,625	430	640	530	2,200	40,925 円程度
要介護3	22,359	350	700	760	800	3,645	430	640	530	2,200	48,934 円程度
要介護4	24,677	350	700	760	800	3,984	430	640	530	2,200	51,591 円程度
要介護5	27,209	350	700	760	800	4,354	430	640	530	2,200	54,493 円程度

※ 認知症加算について、該当者のうち要介護2の方はADL(日常生活動作)の段階により460円となる場合があります。

※ 介護職員等処遇改善加算 計算式 サービス費総額【単価】×146/1,000＝介護職員等処遇改善加算【単価】(小数点以下四捨五入)

(例)要介護2 ( 15,370 + 350 + 700 + 760 + 800 ) × 146/1,000 = 2,625.08

なお、利用日数により介護職員等処遇改善加算の単位は変動します。

※ おむつ(利用者の必要に応じて)は、持って来て頂く事となります。

※ 初期加算:30円/日(30日以内の期間) 本事業所に登録した日から、または、30日を超える入院後に利用を再開した場合。

※ テレビ等の個人用の電気製品を使用の場合、下記に定めた金額を徴収します。

なお、下記項目以外の場合は、応相談とさせていただきます。

	項目	単価
電気代	コタツ	120円/1日
	テレビ	80円/1日
	電気毛布・加湿器・除湿器	40円/1日
	パソコン・携帯電話・タブレット	30円/1日
	電気あんか	10円/1日

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は一旦ご利用日数に1日あたりの料金を乗じた金額を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を、後日、市町村の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

# 小規模多機能型居宅介護事業所やわらぎ 料金表(2割負担)

令和8年3月1日現在  
利用料金(1ヶ月当たり)

(介護予防)小規模多機能型居宅介護費							その他の費用				月 額 1週のご利用につき、 通い3回・泊まり1回 (2食)の場合
基本		サービス 提供体制 強化加算 (Ⅲ)	看護職員 配置加算 (Ⅱ)	認知症 加算 (該当者)	総合 マネジメント 体制強化 加算(Ⅱ)	介護職員等 処遇改善 加算 (Ⅱ)	食事代			宿泊費	
							朝食	昼食	夕食		
要支援1	6,900	700			1,600	1,343	430	640	530	2,200	30,863 円程度
要支援2	13,944	700			1,600	2,372	430	640	530	2,200	38,936 円程度
要介護1	20,916	700	1,400	1,520	1,600	3,816	430	640	530	2,200	50,272 円程度
要介護2	30,740	700	1,400	1,520	1,600	5,250	430	640	530	2,200	61,530 円程度
要介護3	44,718	700	1,400	1,520	1,600	7,291	430	640	530	2,200	77,549 円程度
要介護4	49,354	700	1,400	1,520	1,600	7,968	430	640	530	2,200	82,862 円程度
要介護5	54,418	700	1,400	1,520	1,600	8,707	430	640	530	2,200	88,665 円程度

※ 認知症加算について、該当者のうち要介護2の方はADL(日常生活動作)の段階により920円となる場合があります。

※ 介護職員等処遇改善加算 計算式 サービス費総額【単価】×146/1,000＝介護職員等処遇改善加算【単価】(小数点以下四捨五入)

(例)要介護2 ( 30,740 + 700 + 1,400 + 1,520 + 1,600 ) × 146/1,000 = 5,250.16

なお、利用日数により介護職員等処遇改善加算の単位は変動します。

※ おむつ(利用者の必要に応じて)は、持って来て頂く事となります。

※ 初期加算:60円/日(30日以内の期間) 本事業所に登録した日から、または、30日を超える入院後に利用を再開した場合。

※ テレビ等の個人用の電気製品を使用の場合、下記に定めた金額を徴収します。

なお、下記項目以外の場合は、応相談とさせていただきます。

	項目	単価
電気代	コタツ	120円/1日
	テレビ	80円/1日
	電気毛布・加湿器・除湿器	40円/1日
	パソコン・携帯電話・タブレット	30円/1日
	電気あんか	10円/1日

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は一旦ご利用日数に1日あたりの料金を乗じた金額を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を、後日、市町村の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

# 小規模多機能型居宅介護事業所やわらぎ 料金表(3割負担)

令和8年3月1日現在  
利用料金(1ヶ月当たり)

(介護予防)小規模多機能型居宅介護費							その他の費用				月 額 1週のご利用につき、 通い3回・泊まり1回 (2食)の場合
基本		サービス 提供体制 強化加算 (Ⅲ)	看護職員 配置加算 (Ⅱ)	認知症 加算 (該当者)	総合 マネジメント 体制強化 加算(Ⅱ)	介護職員等 処遇改善 加算 (Ⅱ)	食事代			宿泊費	
							朝食	昼食	夕食		
要支援1	10,350	1,050			2,400	2,015	430	640	530	2,200	36,135 円程度
要支援2	20,916	1,050			2,400	3,557	430	640	530	2,200	48,243 円程度
要介護1	31,374	1,050	2,100	2,280	2,400	5,724	430	640	530	2,200	65,248 円程度
要介護2	46,110	1,050	2,100	2,280	2,400	7,875	430	640	530	2,200	82,135 円程度
要介護3	67,077	1,050	2,100	2,280	2,400	10,936	430	640	530	2,200	106,163 円程度
要介護4	74,031	1,050	2,100	2,280	2,400	11,952	430	640	530	2,200	114,133 円程度
要介護5	81,627	1,050	2,100	2,280	2,400	13,061	430	640	530	2,200	122,838 円程度

※ 認知症加算について、該当者のうち要介護2の方はADL(日常生活動作)の段階により1,380円となる場合があります。

※ 介護職員等処遇改善加算 計算式 サービス費総額【単価】×146/1,000＝介護職員等処遇改善加算【単価】(小数点以下四捨五入)

(例)要介護2 ( 46,110 + 1,050 + 2,100 + 2,280 + 2,400 ) × 146/1,000 = 7,875.24

なお、利用日数により介護職員等処遇改善加算の単位は変動します。

※ おむつ(利用者の必要に応じて)は、持って来て頂く事となります。

※ 初期加算:90円/日(30日以内の期間) 本事業所に登録した日から、または、30日を超える入院後に利用を再開した場合。

※ テレビ等の個人用の電気製品を使用の場合、下記に定めた金額を徴収します。

なお、下記項目以外の場合は、応相談とさせていただきます。

	項目	単価
電気代	コタツ	120円/1日
	テレビ	80円/1日
	電気毛布・加湿器・除湿器	40円/1日
	パソコン・携帯電話・タブレット	30円/1日
	電気あんか	10円/1日

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は一旦ご利用日数に1日あたりの料金を乗じた金額を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を、後日、市町村の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。